

「カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル（総和をいう。）（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）」及び「ピペロニルブトキシド」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 5 号及び第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価の依頼について

1 経緯

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、飼料中の農薬の残留基準のうち、平成 18 年に設定した基準値（いわゆる暫定基準）については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 3 号に該当することから、順次、暫定基準を設定した農薬の食品健康影響評価を、本施策の施行後相当の期間内に食品安全委員会に依頼することとされている。

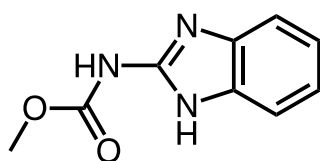
今般、評価に必要な資料等が整ったことから、「カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル（総和をいう。）（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）」について、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 5 号及び第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼し、また、「ピペロニルブトキシド」について、同法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2 評価依頼物質の概要

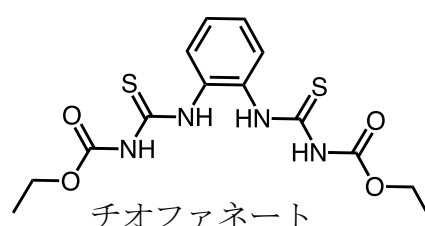
(1) カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル（総和をいう。）

カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミルは、ベンゾイミダゾール系の殺菌剤であり、チューブリンに結合し、有糸分裂を阻害することによって殺菌作用を示すと考えられている。これらの飼料中の残留基準は、カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミルの総和として、平成 18 年 5 月に牧草及び穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）に設定している。

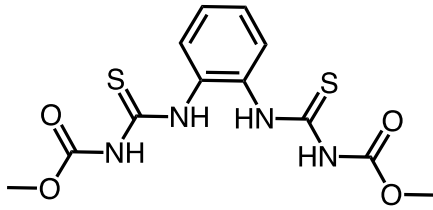
チオファネートは、国内外で使用されていない等の状況を踏まえ、今後、カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルとしての残留基準への改正を検討する。



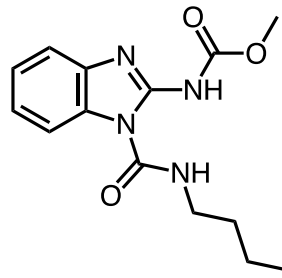
カルベンダジム



チオファネート



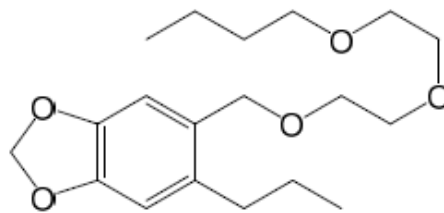
チオファネートメチル



ベノミル

(2) ピペロニルブトキシド

ピペロニルブトキシドは、ピペリン酸の誘導体であり、共力剤として使用される。昆虫のシトクロム P450 を阻害することで、薬物代謝が抑制されることにより、殺虫剤の効力を長引かせる共力作用を示すと考えられている。本剤の飼料中の残留基準は、平成 18 年 5 月に穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）に設定している。



ピペロニルブトキシド

3 今後の方針

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を受けた後、飼料中の農薬の残留基準の見直しを検討する。

なお、残留基準の見直しに当たっては、食品衛生法の食品中の残留基準と整合性を図るよう、厚生労働省と調整する。